

## 指名競争入札における資本関係又は人的関係がある 企業の取扱いについて

### 1 対象とする入札

すべての指名競争入札を対象とする。

### 2 取扱い

指名競争入札の指名選考においては、資本関係又は人的関係にある企業同士（以下「親子会社等」という。）を同一入札に指名しないものとする。

また、親子会社等であることが疑われる場合は個別に調査するものとし、同一入札に親子会社等を指名しないよう努めるものとする。

なお、入札後に親子会社等を同一入札に指名したことが判明した場合、入札は有効とする。

### 3 親子会社等の基準

別紙のとおり

### 4 適用

令和 4 年 4 月 1 日以降、新たに指名候補者を選考するものから適用する。

## 親子会社等の基準について

以下の1から3までのいずれかに該当する場合を親子会社等として取り扱うものとする。

### 1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### 2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については会社等の一方が民事再生法に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - ④ 組合の理事
  - ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### 3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその組合員の関係にある者など、上記1又は2と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合